

1 件名 無停電定電圧定周波電源設備 (CVCF) 保守点検業務

2 履行場所

東京都練馬区上石神井4丁目8-4

厚生労働省上石神井庁舎電算棟

3 履行日 年1回。厚生労働省が指示する日。

(各年度実績：毎年12月31日)

4 対象機器等

①CVCF装置 (400kVA)	6式
②蓄電池(MSE-500×272セル)	6式
③CVCF系高压分岐盤	1式
④入力変圧器盤	6式
⑤直送系高压分岐盤	1式
⑥直送変圧器盤	2式
⑦並列盤	1式
⑧直送分岐盤	1式
⑨出力切換盤	4式
⑩保守バイパス盤	12式
⑪システム監視盤	1式

5 一般事項

- ①作業にあつては、運転・監視・点検及び保守等の記録を十分検討する。
- ②作業にあつては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に必要な養生を行う。
- ③作業が終了したときは、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じ、建物の床、壁、機器等を清掃する。
- ④点検及び保守の結果、機能に異常がある場合又は劣化がある場合には、とるべき必要な措置を報告書に記入する。
- ⑤電気設備は、電気事業法(昭和39年法律第170号)による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規程、労働安全衛生規則等を遵守して、適正にその点検及び保守を行うものとする。
- ⑥電気設備の点検及び保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業する時は絶縁防具、保護具等を用いて行うものとする。
- ⑦交流無停電電源装置の点検保守に当っては、停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全装置並びに施錠又は標識の設置の確認を行う。また、当該設備について機器の操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。
- ⑧交流無停電電源装置の点検及び保守は、主任技術者(又は代務者)が、点検業務に立ち会うものとする。

6 点検内容

点検は下記により行う。

①目視点検及び清掃

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)変色部品の有無確認	目視にて変色部品の有無を確認する。
(2)変形及び破損部品の有無確認	目視にて変形部品及び破損部品の有無を確認する。
(3)コンデンサー等の油洩れの有無確認	目視にてコンデンサー等の油洩れの有無を確認する。
(4)放電痕跡の有無確認	目視にて放電痕跡の有無を確認する。
(5)盤内清掃	掃除機・ハケ・ウエス等により盤内の清掃を実施する。 また、ユニットは全て抜き出し、掃除機・ハケ・ウエス等で清掃する。
(6)錆発生箇所の有無確認	目視にて錆の発生の有無を確認し、発生の場合は除去する。
(7)コネクタ挿入状態確認	触手にてコネクタの挿入状態を確認する。
(8)異物混入の有無確認	目視にて盤内及びユニット内の異物の有無を確認する。
(9)抵抗器類の外観点検	目視にて抵抗器類の外観に亀裂やヒビの有無を確認する。
(10)ヒューズ類の外観点検	目視にてヒューズ類の外観に亀裂やヒビの有無を確認する。
(11)冷却扇ベアリング音の確認	冷却扇を手で回しベアリングに異常音が無いことを確認する。
(12)主回路締付け点検	主回路の締付け部にスパナを当て、締付ける方向へ回し、緩みが無いことを確認する。もし、緩みがある場合は増締めする。
(13)制御回路締付け点検	制御回路の締付け部にドライバーを当て、緩みが無いことを確認する。
(14)変圧器・リアクトル類端子の締付け及び外観点検	(13)と同様。また、変圧器・リアクトル類の外観に焼損等が無いことを確認する。
(15)コンタクタの接点点検	コンタクタの接点カバーを開けて、目視にて接点の銀ろう付け部外観に変形やヒビが無いことを確認する。

②絶縁抵抗値測定

点 検 内 容	点 検 方 法						
(1)絶縁抵抗値測定	500V絶縁抵抗計にて絶縁抵抗値を測定し下記の規定値以上であることを確認する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>交流入力回路－大地</td> <td>5MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>直流入力回路－大地</td> <td>5MΩ以上</td> </tr> <tr> <td>交流出力回路－大地</td> <td>5MΩ以上</td> </tr> </tbody> </table>	交流入力回路－大地	5MΩ以上	直流入力回路－大地	5MΩ以上	交流出力回路－大地	5MΩ以上
交流入力回路－大地	5MΩ以上						
直流入力回路－大地	5MΩ以上						
交流出力回路－大地	5MΩ以上						

③制御装置の確認

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)制御装置内 各部電圧測定	制御装置の各部電圧を測定し、規定値内であることを確認する。
(2)ゲート制御回路内各部 波形観測	ゲート制御回路内各部の波形をオシロスコープで観測し、異常波形の無いことを確認する。

④無負荷特性試験

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)起動・停止試験	C V C Fを起動・停止し、異常が無いことを確認する。また、運転中に重故障を発生させ自動的に停止することを確認する。
(2)出力電圧波形の確認	C V C Fの出力電圧をオシロスコープにて観測し、波形のブレ等が無いことを確認する。
(3)インバータの電圧波形 の確認	インバータのチェック端子をオシロスコープにて観測し、波形のブレ等が無いことを確認する。
(4)停電動作の確認	C V C F運転中、模擬的に停電を発生させ、正常動作となることを確認する。
(5)並列投入・解列動作の確認	C V C Fの並列投入及び解列が正常に出来ることを確認する。
(6)バイパス送電切換の確認	C V C F送電、バイパス送電の切換が正常に出来ることを確認する。

⑤保護回路連動試験

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)故障検出回路の動作確認	C V C F運転中、模擬的に故障を発生させ、故障検出回路が正常であることを確認する。
(2)周辺盤の表示確認	(1)の時、周辺盤の表示が正常であることを確認する。
(3)タイマー及び保護 リレーの設定値確認	タイマー及び保護リレーの設定が適正であることを確認する。

⑥予備品点検

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)予備品員数の確認	予備品リストにから予備品の員数を確認する。

⑦盤面指示計器の動作確認

点 検 内 容	点 検 方 法
(1)盤面指示計器の動作確認	C V C F運転中に各盤の指示計器の指示が正常であることを確認する。

⑧運転状態の確認

点 検 内 容	点 検 方 法				
(1)室内換気及び空調状況の確認	C V C F 運転中の室温、湿度が下記の規定値であることを確認する。また、空調機が正常に動作している事を確認する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>周囲温度</td> <td>0 ~ 40 ° C</td> </tr> <tr> <td>湿 度</td> <td>35 ~ 85 %</td> </tr> </table>	周囲温度	0 ~ 40 ° C	湿 度	35 ~ 85 %
周囲温度	0 ~ 40 ° C				
湿 度	35 ~ 85 %				
(2)表示灯の点灯確認	C V C F 運転中に各盤の表示灯の点灯が正常であることを確認する。				

⑨蓄電池 (MSE-500×272セル) : 6組

点 検 内 容	点 検 方 法
(1) 浮動充電中の蓄電池 総電圧の測定	電圧計で、蓄電池総電圧を測定する。 蓄電池の総電圧は、 $2.23V \times 272 \text{セル} = 606.56V$ とする。
(2) 浮動充電中の蓄電池 電圧の測定	電圧計で、蓄電池 (全セル) の単セル電圧を測定する。 蓄電池の単セル電圧は、 $2.23V \pm 0.05V$ 内であること。
(3) 蓄電池の外観点検	電槽、蓋などに亀裂、変形などの損傷及び漏液のないことを確認する。 液栓パッキン類の損傷がないことを確認する。 ほこりなどによる汚損のないことを確認する。 接続板、端子等に発錆のないことを確認する。 ボルト、ナットの緩みがないことを確認する。緩みがあるときは増締めをする。 電極板活物質等の脱落の有無を確認する。 予備品の確認、所定の員数ある事を確認する。

7 点検報告書

点検結果について報告書を作成し、以下のとおり提出すること。

紙媒体	2部
CD-R媒体	1枚

8 その他

- (1) 事前に打ち合わせを行うので出席すること。
- (2) 受変電設備点検と同日点検となるので、総合シーケンス試験 (UPS 運転時に実際に停電させて、異常のないことを確認する。) 終了時まで立ち会うと共に、終了後の各システム立ち上げ安定稼働に入るまで待機すること。
- (3) 当日は他設備の点検業者及び工事業者が数社入る為、各業者間の行程調整に協力すること。

1 件名 シャッター保守点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時

年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。（10～11月の土曜もしくは日曜を予定。）

4 業務内容

受託者は、当該機器に対し点検、清掃及び調整等を行い、機器の正常な稼働が行われるよう点検等を実施するものとする。

5 対象機器

- | | | | |
|---|----------|---------------|----|
| ① | SS-1/101 | W-3390、H-2300 | 1台 |
| ② | SS-2/102 | W-3330、H-2300 | 1台 |
| ③ | SS-3/201 | W-3595、H-2300 | 1台 |
| ④ | SS-4/202 | W-3330、H-2300 | 1台 |
| ⑤ | SS-3/301 | W-3595、H-2200 | 1台 |
| ⑥ | SS-4/302 | W-3330、H-2200 | 1台 |
| ⑦ | /SB101 | W-1886、H-2390 | 1台 |
| ⑧ | /SB201 | W-1886、H-2590 | 1台 |
| ⑨ | /S101 | W-1886、H-2950 | 1台 |
| ⑩ | /S201 | W-1886、H-2590 | 1台 |
| ⑪ | /301 | W-1886、H-2590 | 1台 |

なお、配置図は「別紙」のとおり

6 点検内容

(1) 開閉機関係

- ① 開閉機油量の適否、回転時の異常音の確認
- ② モーター回転時の異常音、発熱状態の確認

(2) 開閉伝導装置関係

- ① ブレーキ作動状態、ライニングの摩耗状態の確認
- ② 手動装置クラッチ切り替えの良否、手動用チェーンの操作力
- ③ シャフトローラチェーンテンションの良否、ジョイントの確認
- ④ ワイヤロープの摩耗度、結び目の確認
- ⑤ ワイヤローラの回転状態、摩耗度の確認
- ⑥ シャフトsprocketスプールの状態、開閉sprocketの芯振れの確認

- ⑦ 巻き取りシャフトの回転状態、シャフトかたよりの有無
 - ⑧ ワイヤードラムスプールキーの状態、ワイヤー巻き取り状態の確認
 - ⑨ ブラケット、駆体とのアンカーボルトの緩み、溶接状態の確認
 - ⑩ 軸受け、回転状態、ブラケットとのセットボルトの状態確認
- (3) スラット・ケース関係
- ① スラットの変形、損耗、片寄り、異常音の有無
 - ② スラット吊りもと変形の有無、セットボルトの状態確認
 - ③ 座板損傷の有無
 - ④ スラット押し車損傷の有無、回転状態
 - ⑤ レールの変形、清掃の確認
 - ⑥ ケースの変形点検口の確認
- (4) 電気関係
- ① 制御盤の損傷、接続端子の緩み確認、サーマルリレーの容量確認、ナイフスイッチのヒューズ容量確認、マグネットスイッチの作動状態
 - ② リミットスイッチローラチェーンのセンターテンションの良否作動確認
 - ③ 押しボタンスイッチ施錠確認、ボタンの押し具合確認
 - ④ ソレノイド、安全スイッチの作動確認

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に厚生労働省へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には厚生労働省にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日から20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

1 件名 免震装置点検業務

2 業務内容

受託者は、当該対象物に対し点検、清掃及び調整等を行い、免震装置の維持保全が行われるよう点検等を実施するものとする。

3 履行場所及び日時

(1) 履行場所

東京都練馬区上石神井4-8-4 厚生労働省上石神井庁舎電算棟

(2) 履行日時

年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。(1~2月の2日間を予定。)

4 点検対象

点検対象は以下のとおり。なお、配置図については「別紙」参照。

①積層ゴム

製造会社	型 式	ゴム外径	数量(基)
(株)ブリヂストン	NH070G4 (天然ゴム系積層ゴム)	φ700	2
	NH075G4 (天然ゴム系積層ゴム)	φ750	5
	NS080G4 (天然ゴム系積層ゴム)	φ800	3
	LH065G4B (鉛プラグ入り積層ゴム)	φ650	10
オイレス工業(株)	LRB750 (鉛プラグ入り積層ゴム)	φ750	6
	LRB800 (鉛プラグ入り積層ゴム)	φ800	10

※耐火被覆外観検査については、36基すべてにおいて実施する。

耐火被覆を取り外して行う積層ゴム外観検査については、「免震建物維持管理基準-2007-」に基づき、製造会社ごとに3基、計6基実施する。

②その他

名称	対象範囲 (㎡)
免震層	2,300
建物外周部	
設備配管	
配線可撓部	

5 通常点検

①積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承

- i. 積層ゴムの傷及び変色の有無を点検する。
- ii. 鋼材部のさびの有無及び取付け状態の良否を点検する。

②周辺環境

- i. 移動範囲内の障害物の有無を点検する。
- ii. 建物と外周工作物とのクリアランス（規定離隔）の良否を点検する。
- iii. 建物位置マーキングの確認及び異常変位の有無を点検する。

③設備配管類

配管、可撓部の変形、亀裂等の有無を点検する。

6 提出書類

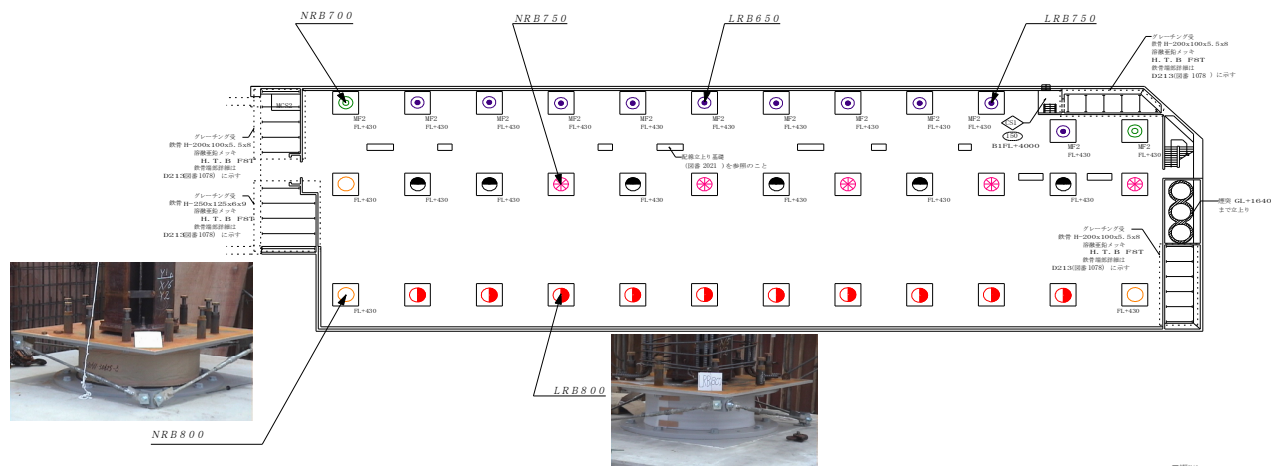
- (1) 受託者は、作業申請及び駐車願を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 作業後、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、作業報告書に添付しなければならない。なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 点検作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。
- (7) 点検は、社団法人日本免震構造協会が定める資格認定制度に関する規定に基づく、「免震建物点検技術者」の点検資格者が実施すること。

7 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、「免震建物維持管理基準－2007－」（社団法人 日本免震構造協会）に基づき、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

天然ゴム系複層ゴム（免震体）配置図

2006. 6



共通事項 (特記なき限り下記による)

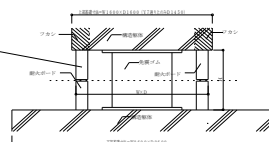
- 1. 立上り壁 W20C
- 2. 壁天端 免震層 FL+4000 (1FL+500)
- 3. 免震部材基礎 MF1
基礎天端 免震層 FL+450
- 4. 免震部材下部基礎芯=通り芯とする。

凡例

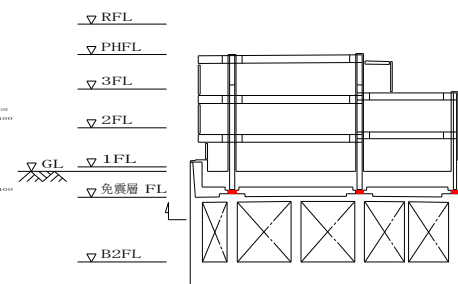
記号	径	台数	備考	
◎	NRB700	700φ	2	天然ゴム系複層ゴム
⊗	NRB750	750φ	5	天然ゴム系複層ゴム
○	NRB800	800φ	3	天然ゴム系複層ゴム
⊙	LRB650	650φ	10	鉛プラグ入り複層ゴム
⦿	LRB750	750φ	6	鉛プラグ入り複層ゴム
●	LRB800	800φ	10	鉛プラグ入り複層ゴム



免震体



地下1階・免震層平面図



断面図

- 1 件名 衛生設備清掃業務
- 2 委託場所
東京都練馬区上石神井4-8-4
厚生労働省上石神井庁舎
- 3 履行日時
年2回。厚生労働省と調整の上、決定する。
(1回目：6～7月、2回目：1～2月を予定。)
- 4 一般事項
 - (1) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「清掃法」という。）第7条による一般廃棄物（し尿混じりのビルピット汚泥）収集、運搬業及び同法律第14条による産業廃棄物（汚泥）収集、運搬業の許可を有するものであること。
 - (2) 受託者は、清掃によって生じた汚泥等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の種類別に、清掃法等の規定に基づいた処分場で適正に処理すること。
 - (3) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、仕様書による内容事項を誠実に守らなければならない。
 - (4) 本仕様書の各委託業務の内容は大要を示したものであり、受託者は本仕様書に記載されていない事項についても、庁舎の維持管理上必要な場合には双方協議のうえ実施すること。
 - (5) 受託者は、庁舎管理者の指示に基づいて、作業実施計画書をあらかじめ提出すること。
 - (6) 受託者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 5 実施箇所
 - (1) 受水槽（年1回）
電算棟（別紙1参照）
 - ① 受水槽・・・7.5t、2槽式
 - (2) 汚水・雑排水槽（年2回）
電算棟（別紙2参照）
 - ① 汚水槽・・・1槽
 - ② 雑排水槽・・・5槽
 - (3) 屋内配水管（年1回）
電算棟（別紙3-1参照）
 - ① 小便器排水管・・・11か所
 - ② 手洗い器排水管・・・21か所
 - ③ モップ流し排水管・・・3か所
 - ④ 給湯室流し排水管・・・4か所
 - ⑤ 各階横引主管
 - ⑥ 堅管（3階～1階）～第一棟事務棟（別紙3-2参照）
 - ① 小便器排水管・・・9か所
 - ② 手洗い器排水管・・・16か所
 - ③ モップ流し排水管・・・5か所
 - ④ 給湯室流し排水管・・・3か所
 - ⑤ 各階横引主管
 - ⑥ 立て管（3階～1階）～第一棟
 - ⑦ うがい器（3階～1階、各階1台、3か所）
 - (4) 屋外排水管（年1回）
構内（別紙4参照）
- 6 実施の範囲
清掃業務の基準は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45

年法律第20号)」（以下「ビル管理法」と言う。）に基づく飲料水関係義務事項を基本とし、その他関係法令に基づき実施すること。

(1) 受水槽

- ① 各水槽及び付属装置の外観点検（固定ボルトの緩み、さび、腐食、損傷等）
- ② 清掃実施者は、6か月に1回は健康診断（検便）を受診し、その結果が陰性であること。
- ③ 作業当日は、下痢、風邪、皮膚病等の感染疾病の症状がないこと。
- ④ 槽内に入る前に、長靴の滅菌、手指の消毒を必ず行うこと。

- ⑤ 槽内の清掃は、酸素濃度を測定し危険防止処置（換気等）を十分に講ずること。また、作業中は槽外で1名以上が監視するなど危険防止に努めること。
- ⑥ 清掃に先立ち設備管理担当者と十分に打ち合わせを行い、断水はさせないこと。
- ⑦ タンク内の沈殿物及び浮遊物並びに壁面等に付着した物質を除去し洗浄すること。なお、壁面等に付着した物質除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行うこと。
- ⑧ 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行うこと。
- ⑨ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもろい錆等がタンク内に流入しないようにすること。
- ⑩ 清掃により生じた産業廃棄物（汚泥）は、受託者が収集運搬し、適正に処分すること。

なお、運搬及び処分費用については受託者が負担するものとする。

- ⑪ 清掃終了後、塩素剤を用いてタンク内の消毒を行う。
- ⑫ 消毒薬は、有効塩素50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ⑬ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ⑭ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ⑮ 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講ずる。
- ⑯ 水質検査
ア 取水は設備管理担当者の指定する末端給水栓において、水槽清掃後2週間以降に取水し水質検査を行うこと。
イ 取水は電算棟1カ所とし、検査方法及び検査値は、「水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項」の規定に基づく、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）によるものとする。
ウ 検査機関は、「ビル管理法」に定める事業登録業者（建築物飲料水水質検査機関）とする。

(2) 汚水・雑排水槽

- ① 各槽及び付属装置の外観点検（漏水及び壁面等の損傷、き裂、さび等の有無、害虫発生状況、悪臭の有無等）
- ② 槽内の清掃は、酸素濃度を測定し危険防止処置（火気及び換気等）を十分に講ずること。また、作業中は槽外で1名以上が監視するなど、危険防止に努めること。
- ③ 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。
- ④ 槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
- ⑤ 清掃に先立ち厚生労働省担当者と十分に打ち合わせを行い、厚生労働省担当者の指示に従うこと。
- ⑥ 汚水槽から排出する一般廃棄物（し尿混じりのビルピット汚泥）は、受託者が収集運搬し、適正に処分すること。
なお、運搬費及び処分費用については受託者が負担するものとする。
- ⑦ 雑排水槽から排出される産業廃棄物（汚泥）は、受託者が収集運搬し、適正に処分すること。

なお、運搬及び処分費用については受託者が負担するものとする。

- ⑧ 受託者は、産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という）B2（運搬終了）票を、報告書に添付しなければならない。尚、B1（収集運搬業者保管）票を5年間保存すること。
- ⑨ 委託者は、受託者から受け取ったマニフェストB2票と共に、A（排出事業者保管）票及び処分業者発行のD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を5年間保存しなければならない。

(3) 屋内排水管

- ① 本管は高圧ジェット洗浄機を使用し、掃除口又は排水口よりマンホールに近い方から清掃すること。
- ② 排水管中洗面器にUストラップのない枝管は、平管清掃用ワイヤー又は電動ワイヤーにて排水口より水を放流しながら清掃すること。

(4) 屋外排水管

- ① 屋内排水管の清掃に先立って行うこと。
- ② 各マンホール及び排水の系統を確認すること。
- ③ 下流マンホールより上流マンホールに向け高圧洗浄を行うこと。
- ④ マンホール内の付着物を清掃すること。
- ⑤ マンホールを高圧水で清掃すること。

7 提出書類

- (1) 受託者は、作業申請及び作業者名簿を事前に委託者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、委託者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を委託者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体（CD-R） 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、報告書に添付しなければならない。
なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。
- (6) 清掃作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて委託者に提出しなければならない。

8 その他特記事項

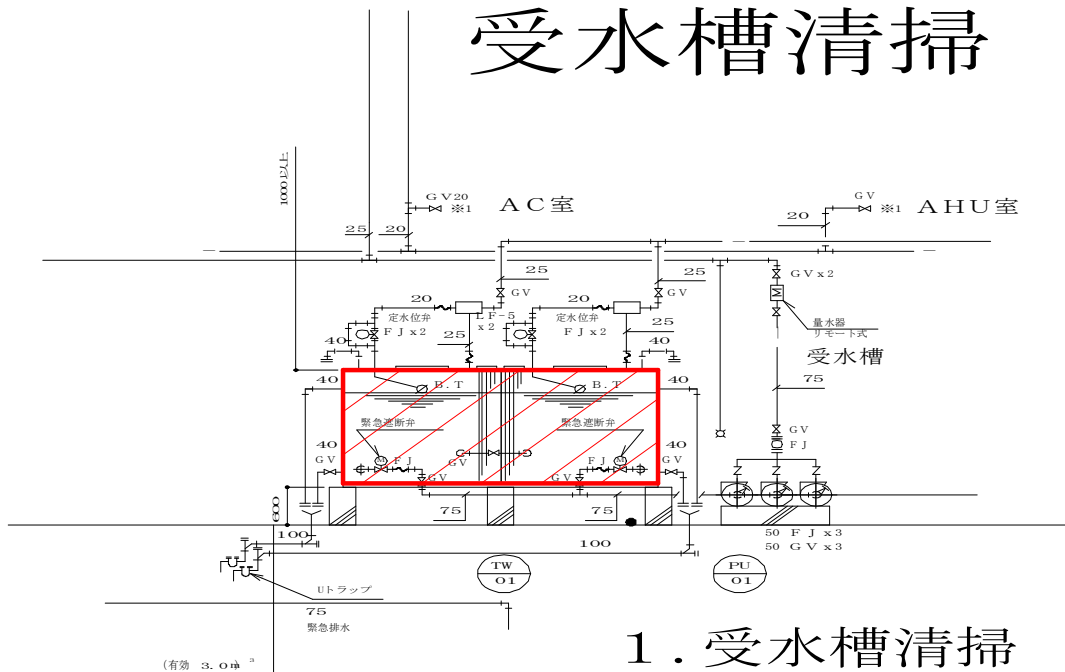
- (1) 作業にあたっては、建物の床、壁、機器等を損傷し、又は支障を及ぼさないよう事前に養生等行う。
- (2) 作業が終了したときには、養生材、工具、資機材及び発生材等を撤去し、必要に応じて建物の床、壁、機器等を清掃すること。
- (3) この業務委託に使用する器具及び消耗機材は、受託者の負担とし、良質かつ適正なものを使用すること。
- (4) 清掃の結果、機能に異常又は劣化等がある場合には、とるべき必要な措置を実施報告書に記載すること。
- (5) 作業工程において、受託者は庁舎管理者と打ち合わせを行い、円滑に作業を進めること。特に屋内の清掃に関しては作業時間の指定もあり得るので、注意すること。
- (6) 作業日程の変更及び行程の変更等が生じた場合は、事前に委託者と協議し委託者の了解を得ること。
- (7) 本仕様書の条項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない条項に関して、は、委託者と協議の上決定する。

受水槽 (電算棟)

電算棟受水槽

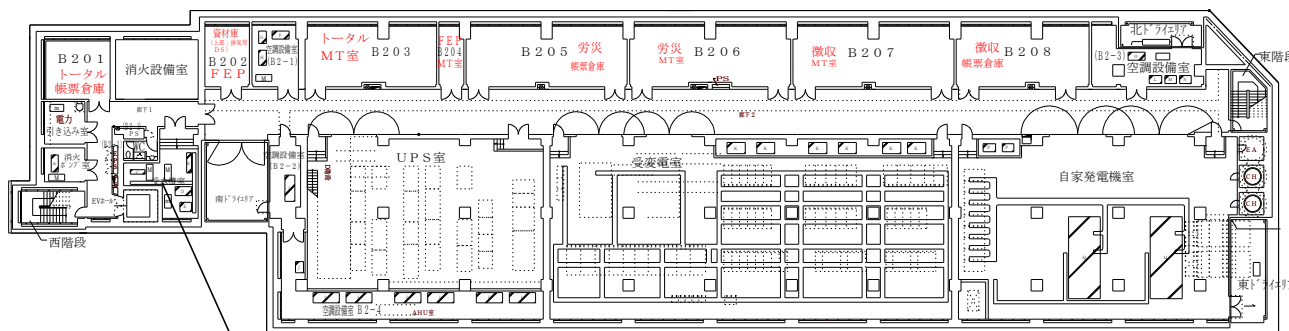
7.5 m³

受水槽清掃



1. 受水槽清掃
2. 水質試験成績提出
3. 清掃報告

B 2 F 受水槽系統図



地下2階平面図 1/200

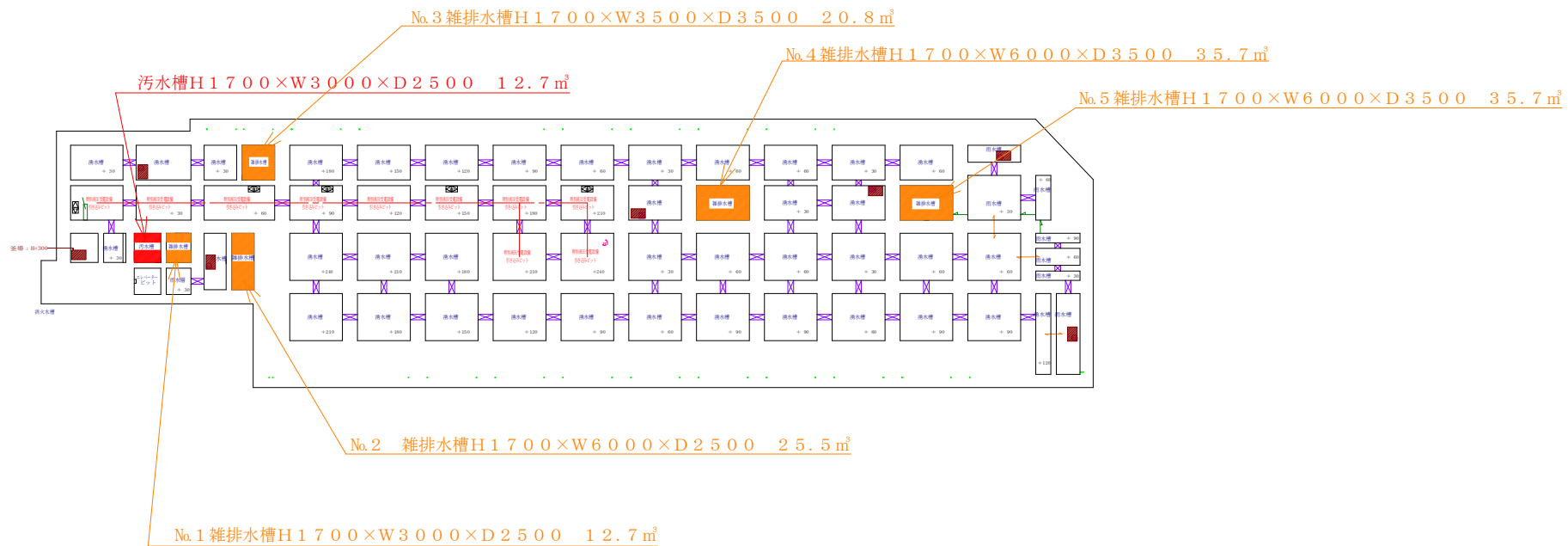
受水槽

汚水雑排水槽 (電算棟)

ビル管理法に基づく 汚水・雑排水槽清掃 2回/年

汚水槽		12.7 m ³
雑排水槽 No.1		12.7 m ³
雑排水槽 No.2		25.5 m ³
雑排水槽 No.3		20.8 m ³
雑排水槽 No.4		35.7 m ³
雑排水槽 No.5		35.7 m ³

汚水・雑排水槽配置図



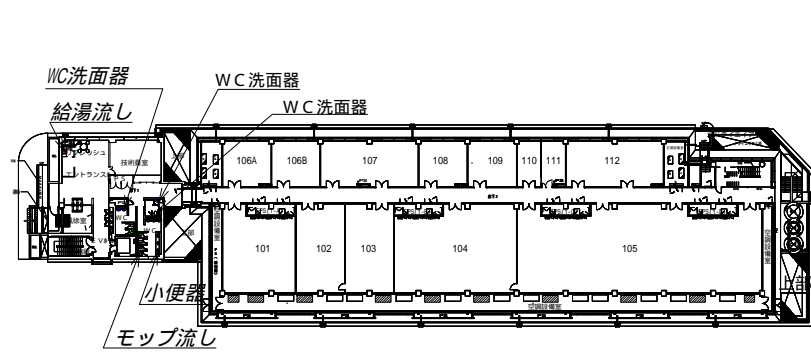
電算棟地下ピット平面図

電算棟排水管設備配置図

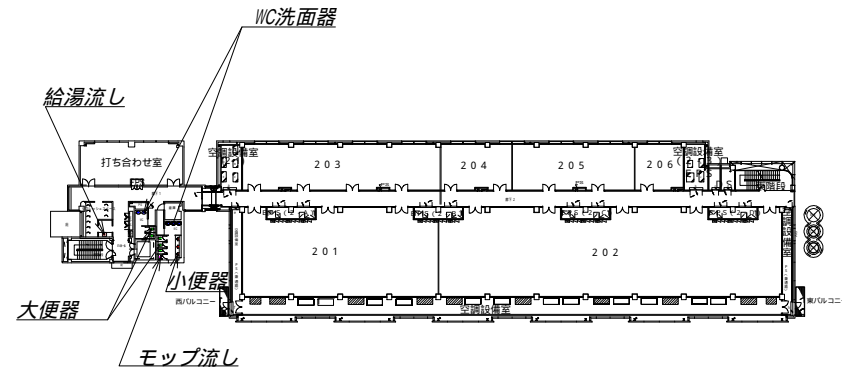
2011.12

電算棟

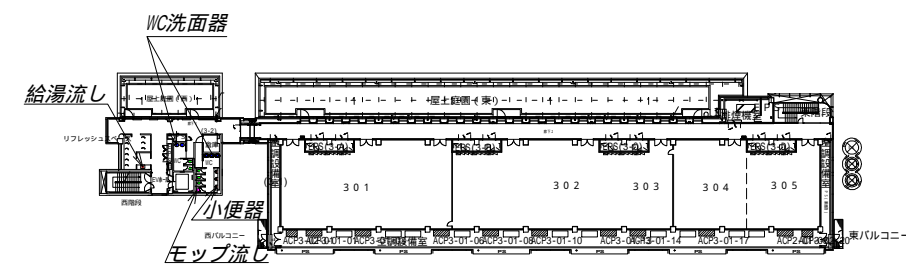
便所内床排水管1式



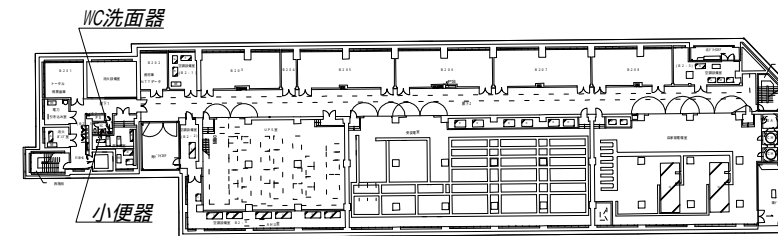
1階平面図



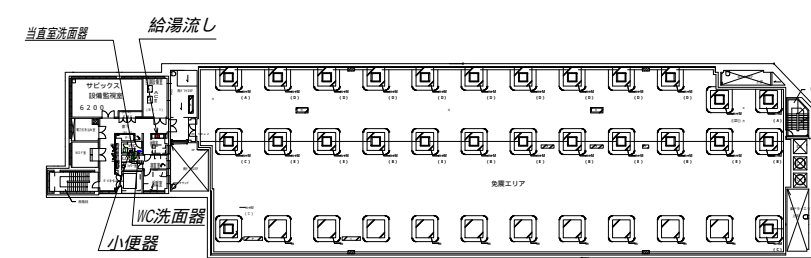
2階平面図



3階平面図



地下2階平面図



地下1階平面図

凡例

小便器	●	
小便器	●	
WC洗面器	●	
給湯流し	●	
当直室洗面器	●	
モップ流し	●	多目的洋風便器 ●

屋内汚水排水管		屋内雑排水管		
B 2 階	小便器	1	WC手洗器	1
B 1 階	小便器	1	WC手洗器	1
			宿直室手洗器	2
			給湯流し	1
1 階	多目的WC手洗器	2	WC(男)手洗器	3
			WC(女)手洗器	2
	男子小便器	3	モップ流し	1
			給湯流し	1
2 階	男子小便器	3	WC(男)手洗器	3
			WC(女)手洗器	2
			モップ流し	1
			給湯流し	1
3 階	男子小便器	3	WC(男)手洗器	3
			WC(女)手洗器	2
	女子便器	2	モップ流し	1
			給湯流し	1

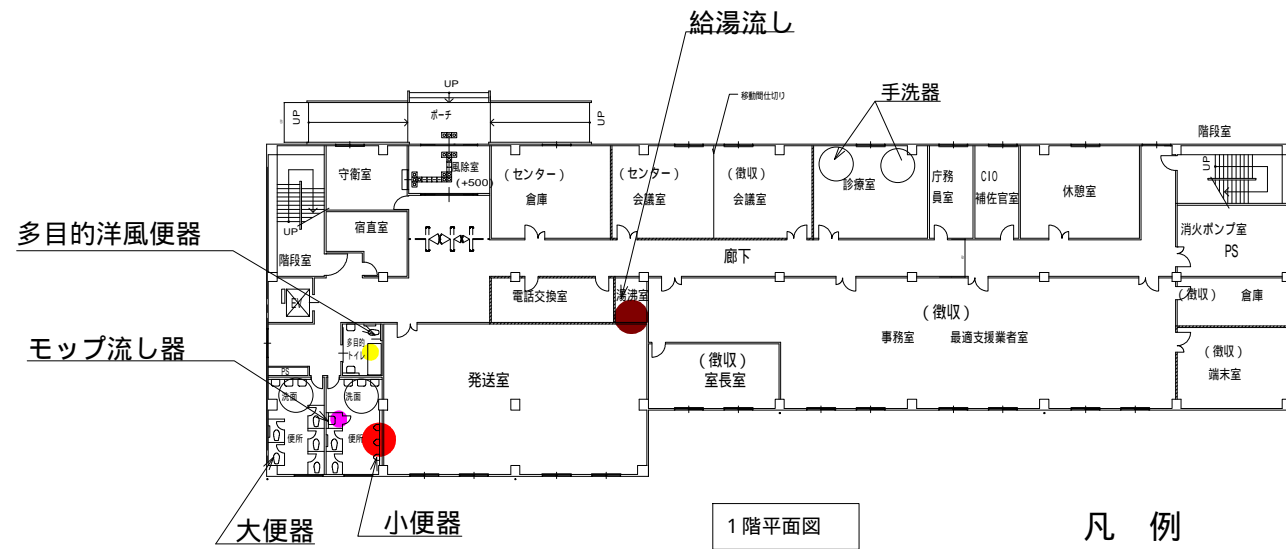
- 小便器排水管 11 か所
- 手洗い器排水管 21 か所
- モップ流し排水管 3 か所
- 給湯室排水管 4 か所
- 各階横引き主管
- 立て管 (3階 ~ 1階) ~ 第一枘

上記 汚水排水管・雑排水管共床面清掃含む

事務棟排水管設備配置図

事務棟

便所内床排水管1式

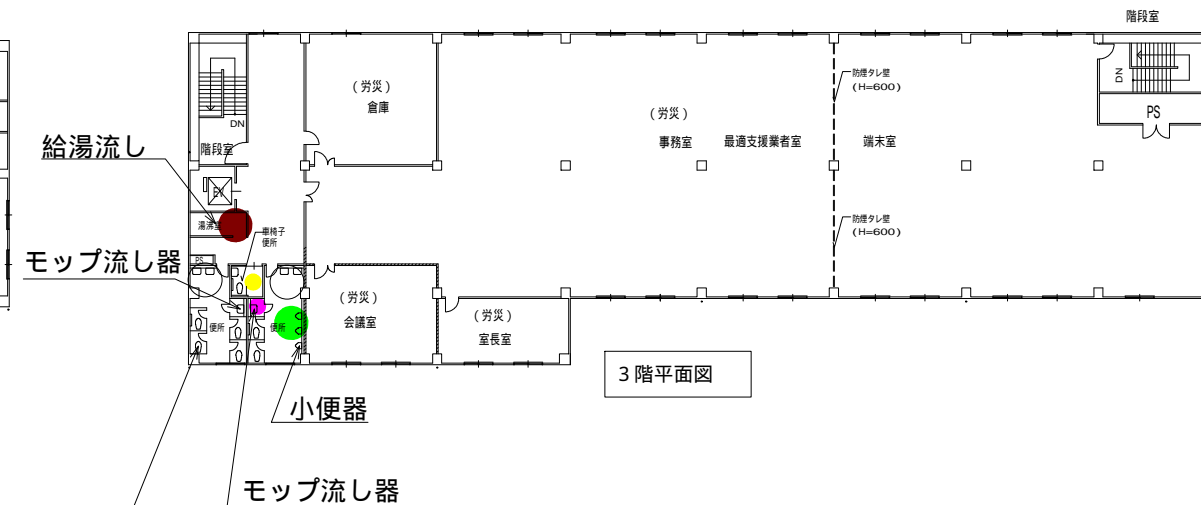
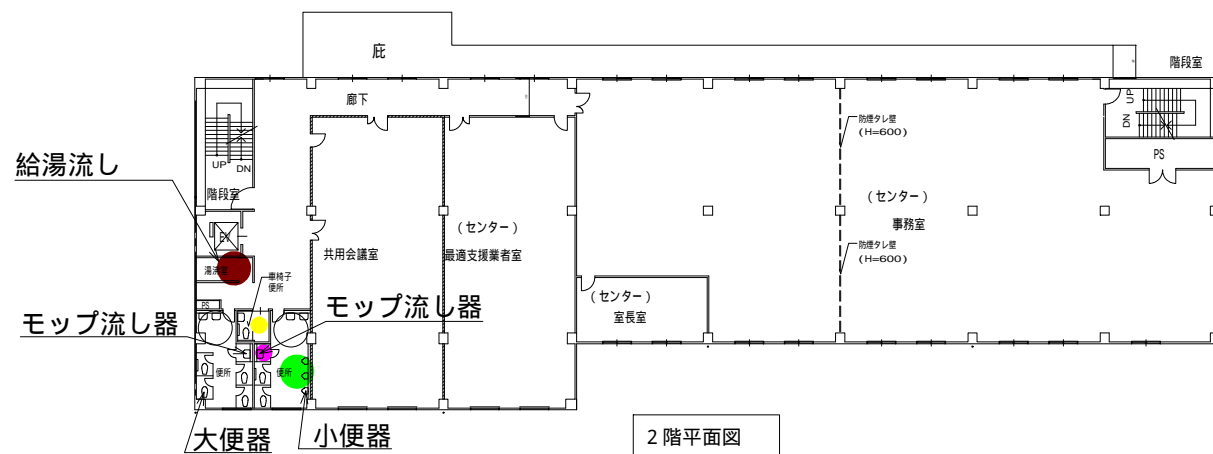


凡例

小便器	●	多目的洋風便器	●
小便器	●		
WC洗面器器	○		
給湯流し	●		
当直室洗面器	●		
モップ流し	●		

屋内汚水排水管	数	屋内雑排水管	数	
1 階	多目的洋風大便器	1	WC (男) 手洗器	3
	男子大便器	2	WC (女) 手洗器	3
	男子小便器	3	モップ流し	1
	女子便器	5	給湯流し	1
			多目的WC手洗器	1
		診療室手洗器	2	
2 階	多目的洋風大便器	1	WC (男) 手洗器	2
	男子大便器	2	WC (女) 手洗器	2
	男子小便器	3	モップ流し	2
	女子便器	5	給湯流し	1
		多目的WC手洗器	1	
3 階	多目的洋風大便器	1	WC (男) 手洗器	2
	男子大便器	2	WC (女) 手洗器	2
	男子小便器	3	モップ流し	1
	女子便器	4	給湯流し	1
		多目的WC手洗器	1	

- * 上記 汚水排水管・雑排水管共床面清掃含む
- * 上記 便所内横引き配管清掃
- * 上記 立て管排水管清掃



厚生労働省上石神井庁舎屋外排水管設備配置図

2013.10

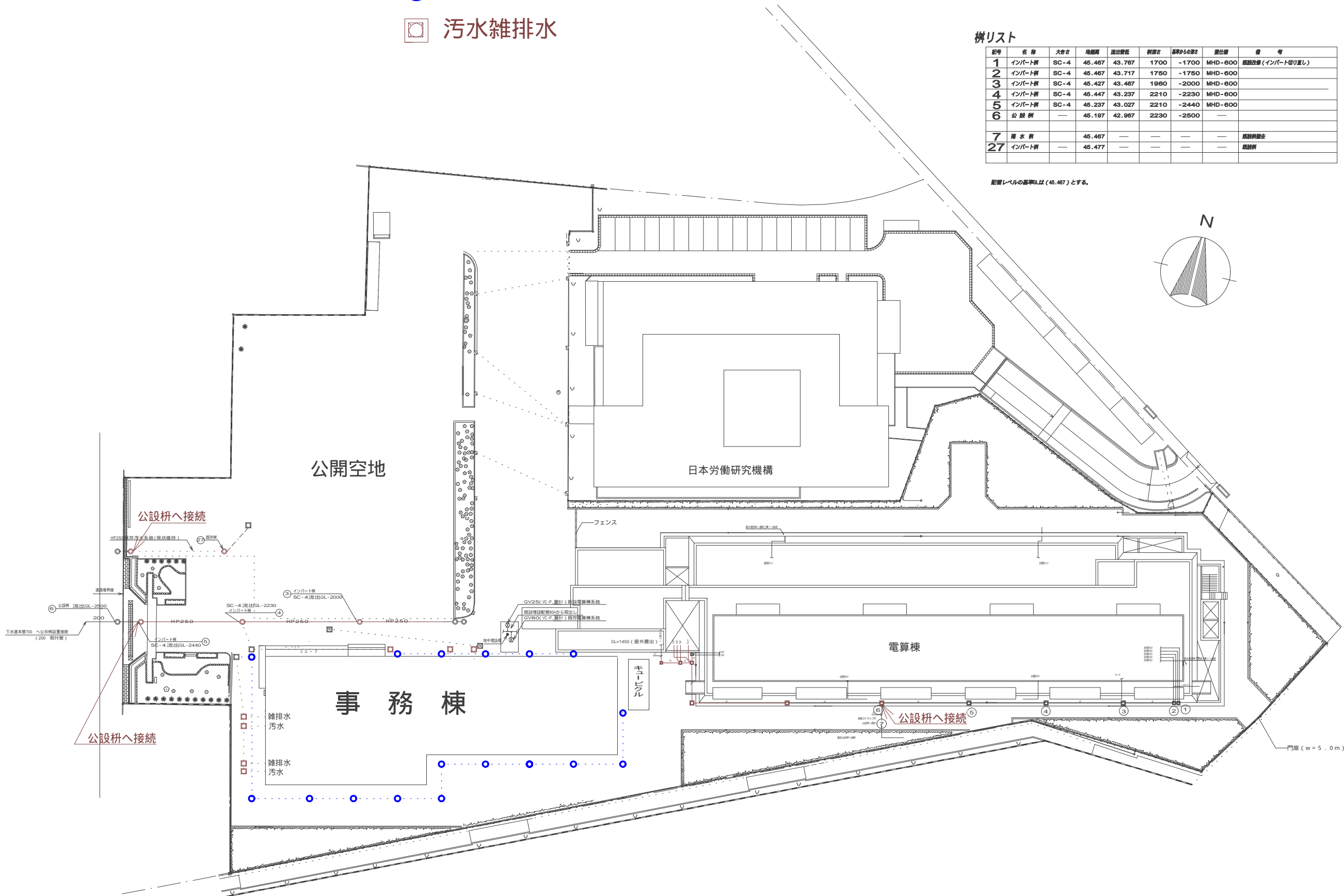
別紙一4

- 雨水
- 汚水雑排水

樹リスト

記号	名称	大きさ	地盤高	進出管径	樹深さ	基準からの深さ	置位置	備 考
1	インバート管	SC-4	45.467	43.767	1700	-1700	MHD-600	既設改修(インバート張り直し)
2	インバート管	SC-4	45.467	43.717	1750	-1750	MHD-600	
3	インバート管	SC-4	45.427	43.467	1960	-2000	MHD-600	
4	インバート管	SC-4	45.447	43.237	2210	-2230	MHD-600	
5	インバート管	SC-4	45.237	43.027	2210	-2440	MHD-600	
6	公設管	—	45.197	42.967	2230	-2500	—	
7	雨水井	—	45.467	—	—	—	—	既設併用
27	インバート管	—	45.477	—	—	—	—	既設併用

配管レベルの基準は(45.467)とする。



1 件名 飲料水水質検査

2 委託場所

東京都練馬区上石神井 4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟 3F 給湯室）

3 履行日時

年 2 回。厚生労働省と調整の上、決定する。

4 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「ビル管理法施行規則」という。）第 4 条第 4 項ロ及びハに基づき、以下のとおり水質検査を行うこと。

なお、検査方法については「厚生労働省告示第 261 号」に基づき実施すること。

5 検査内容

(1) ビル管理法施行規則第 4 条第 4 項ロに基づく 6 ヶ月毎の検査

- ① 一般細菌
- ② 大腸菌
- ③ 鉛及びその化合物
- ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤ 亜鉛及びその化合物
- ⑥ 鉄及びその化合物
- ⑦ 銅及びその化合物
- ⑧ 塩化物イオン
- ⑨ 蒸発残留物
- ⑩ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ⑪ PH 値
- ⑫ 味
- ⑬ 臭気
- ⑭ 色度
- ⑮ 濁度

以上 15 項目

(2) ビル管理法施行規則第 4 条第 4 項ハに基づく 1 年毎の検査（第 1 回目のみ）

- ① シアン化物イオン及び塩化シアン
- ② クロロ酢酸
- ③ クロロホルム
- ④ ジクロロ酢酸
- ⑤ ジブロモクロロメタン
- ⑥ 臭素酸
- ⑦ 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロ

メタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)

- ⑧ トリクロロ酢酸
- ⑨ ブロモジクロロメタン
- ⑩ ブロモホルム
- ⑪ ホルムアルデヒド
- ⑫ 塩素酸

以上 12項目

6 提出書類

- (1) 受託者は、作業日程表及び作業員名簿を作業日前7日以上前に厚生労働省担当者へ提出しなければならない。
- (2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には厚生労働省担当者にその旨報告しなければならない。
- (3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を厚生労働省担当者に提出しなければならない。
- (4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。
 - ① 紙媒体 2部
 - ② 電子媒体(CD-R) 1枚
- (5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、実施報告書に添付しなければならない。
なお、写真はデータ(上記②)としても1部提出しなければならない。
- (6) 検査作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて厚生労働省担当者に提出しなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、当該業務請負に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託者協議のうえ定めることとする。

1 件名 湯沸器点検業務

2 委託場所

東京都練馬区上石神井4-8-4

厚生労働省上石神井庁舎（電算棟）

3 履行日時 年1回。厚生労働省と調整の上、決定する。

4 業務内容

受託者は、当該機器に対し点検、清掃（分解清掃含む）及び調整等を行い、機器の正常な稼働に必要とされる場合には、部品交換（パッキン類）等を実施するものとする（※別紙「点検調整項目」表を参照のこと）。

■対象機器：HDEN-12×3台（電算棟 1～3階）

※本機器は平成26年度中の更新を予定している。

5 特記事項

下記費用は当該点検業務に含まれないものとし、要する費用については別途支払う事とする。

(1) 摩耗又は故障等による部品交換の際の部品費用（パッキン類は除く）。交換に要する作業に要する費用は、原則当該保守業務に含まれるものとする。

但し、重大な故障に基づく場合の作業費の負担については、別途協議のうえ定めるものとする。

(2) 取扱い不良又は天災等不可抗力に起因する故障修理費用

(3) 供給電源の変動に起因する故障修理費用

(4) 機器のオーバーホール

6 提出書類

(1) 受託者は、作業日程表及び作業員名簿を作業前7日以上前に厚生労働省担当者へ提出しなければならない。

(2) 受託者は、作業当日の作業前と作業後には、厚生労働省担当者にその旨報告しなければならない。

(3) 当日の作業後には、必要事項を記入した作業日報を厚生労働省担当者に提出しなければならない。

(4) 実施報告書については、以下の部数を提出すること。

① 紙媒体 2部

② 電子媒体（CD-R） 1枚

(5) 各作業工程において、作業過程ごとの写真を、工事報告書に添付しなければならない。

なお、写真はデータ（上記②）としても1部提出しなければならない。

(6) 点検作業最終日より20日以内に全ての作業報告書を添付書類も含めて厚生労働省担当者に提出しなければならない。

7 その他

(1) 受託者は、当該業務受託に際して知り得たいかなる情報についても、厚生労働省の同意無く第三者に開示し又は他の目的に使用してはならない。

(2) 当該仕様書に記載のない事項については、厚生労働省と受託業者協議のうえ定めることとする。

点検調整項目

1	点検項目	作業内訳	結果			処置	
			良	否	破損	取替	取替要
1	本体内胴 (水槽部)	水槽水洗	良	否		取替	取替要
2	本体外胴 (ケーシング)	清掃	良	否	破損	取替	取替要
3	ボールタップ (mm)	清掃・パッキン取替	良	否	破損	取替	取替要
4	ボールタップストレーナー	清掃	良	否	破損	取替	取替要
5	温調センサー	清掃・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
6	水位センサー	清掃・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
7	沸騰センサー	清掃・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
8	ヒーター (kw. 個)	清掃・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
9	温度ヒューズ (型)	取替・作業確認				取替	取替要
10	電磁接触器 (型)	点検・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
11	マイコン操作盤	点検・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
12	内部配線及び端子	点検・増締	良	否	破損	取替	取替要
13	雑湯混合装置 (W型のみ)	清掃・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
14	雑湯混合用 チャッキ・コック	清掃・作業確認	良	否	破損	取替	取替要
15	マイコンインプット	仕様確認	良	否			
16	マイコンエラー--E0	エラー作動確認	良	否			
17	マイコンエラー--E1	エラー作動確認	良	否			
18	マイコンエラー--E2	エラー作動確認	良	否			
19	マイコンエラー--E3	エラー作動確認	良	否			
20	マイコンエラー--E4	エラー作動確認	良	否			
21	マイコンエラー--E5	エラー作動確認	良	否			
22	マイコンエラー--E6	エラー作動確認	良	否			
23	マイコンエラー--E7	エラー作動確認	良	否			
24	漏電・絶縁	点検・検査	良	否			